

伊丹市障害者雇用奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者を継続して雇用した事業主に対し、予算の範囲内において障害者雇用奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、障害者の長期雇用の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 障害者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項により身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において知的障害と判定され、療育手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(2) 重度障害者 前号に規定する障害者のうち45才以上の者、または次のいずれかに該当する者をいう。

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。次号において「法」という。）第2条第3号に規定する重度身体障害者

イ 法第2条第5号に規定する重度知的障害者

ウ 前号ウに規定する者

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、伊丹市内の事業所において障害者を雇用する事業主であって、次の各号のいずれにも該当する者（以下「交付対象者」という。）とする。

(1) 当該事業所の労働者の離職状況及び雇用する障害者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主で

あること。

- (2) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第110条第2項に規定する特定就職困難者雇用開発助成金および雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金のうち、障害者を対象としたもの（以下「特定就職困難者雇用開発助成金等」という。）の交付決定を受けた事業主であること。

（奨励金の額）

第4条 奨励金の額は、交付対象者が雇用した障害者のうち、次の各号のいずれにも該当する者（以下「対象労働者」という）1人につき月額10,000円とし、予算の範囲内で交付を行う。

- (1) 特定就職困難者雇用開発助成金を事業主が受給する際に、当該助成金算出の対象となった者
- (2) 伊丹市内に居住している者

（交付対象期間）

第5条 補助金の交付対象期間は、対象労働者を雇い入れた日翌月から12か月経過後（重度障害者の場合は18か月経過後）の6か月間を第1期、その経過後の6か月間を第2期とした12か月間（重度障害者の場合は第2期終了後の6か月間を第3期とした18か月間）とする。

2 前項の規定にかかわらず、交付対象期間の中途において対象労働者が自己の都合により退職した場合における交付対象期間は、退職した日の属する月の前月（退職した日が16日以降の場合はその月）までの期間とする。

3 交付対象者が次に掲げる場合に該当するときは、当該雇い入れられる者に係る奨励金は、交付しない。

- (1) 過去において、特定就職困難者雇用開発助成金等又は奨励金の支給を受けたことのある事業主が当該対象労働者を再び雇い入れる場合
- (2) 事業主の都合により解雇した者及び定年に達したことにより退職させた者を再び雇い入れる場合

(交付申請)

第 6 条 奨励金の交付を受けようとする事業主は、各交付期間において、それぞれの期末日から 1 か月以内に、伊丹市障害者雇用奨励金交付申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 7 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、速やかに奨励金の交付の可否を決定し、伊丹市障害者雇用奨励金交付可否決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

(請求)

第 8 条 前条の規定による奨励金交付決定通知書を受けた事業主は、速やかに、伊丹市障害者雇用奨励金交付請求書（様式第 3 号）に必要な書類を添えて、市長に請求しなければならない。

(交付)

第 9 条 市長は、前条の規定による請求書を受理したときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 10 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の交付決定を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 障害者が交付期間内に解雇されたとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか市長が奨励金の交付を不相当と認めるとき。

(調査等)

第 11 条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、当該担当職員に、関係帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

(細則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、平成8年4月1日以降に障害者を雇い入れた事業主について適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年7月6日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、平成17年7月6日以降に障害者を雇い入れた事業主について適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。